

# 【届出\_根拠規範】13\_東京都江東区\_1\_11

## 江東区心身障害者寝具乾燥消毒水洗い実施要綱

昭和54年4月1日

江厚福発第71号

### (目的)

第1条 この要綱は、重度心身障害者（児）（以下「障害者」という。）に対し、その障害者が使用する寝具の乾燥消毒水洗い（以下「乾燥サービス」という。）を行い、障害者の保健衛生の向上を図るとともに介護者の経済的精神的負担を軽減し、もって障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

### (対象者)

第2条 この事業の対象者は、次の要件を全て備えている者とする。ただし、江東区寝たきり高齢者寝具乾燥消毒事業実施要綱（昭和49年10月21日江厚福発第569号）による資格要件を備えている者は除くものとする。

- (1) 江東区内に住所を有する者。ただし、3歳未満の者は除く。
- (2) 身体障害者手帳1級、2級又は愛の手帳1度、2度の障害を有し、常に臥床の状態又は失禁状態にある者
- (3) 前年分（1月から8月までの申請については、前々年分）の所得（支給対象者が20歳未満である場合については、その者の生計を維持する扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者であって、主として当該障害者の生計を維持するものをいう。）の所得）が、心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和49年東京都規則第113号）第2条に定める額以下であること。

2 前項の規定にかかわらず、区長において特に必要と認めたときは、対象者とする。

### (実施内容)

第3条 乾燥サービスの実施内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 寝具の乾燥消毒は原則として年10回、水洗い、汚れ落としはそれぞれ年1回とする。
- (2) 乾燥サービスは、次に掲げる対象品目のうち、対象者1人当たり1回につき5品目以内で実施するものとする。

掛布団 敷布団 毛布 枕 マットレス 寝間着

### (実施方法)

第4条 区長は、乾燥サービスについて専門業者に委託して行うものとする。

### (申請)

第5条 乾燥サービスを受けようとする者は、江東区心身障害者寝具乾燥消毒水洗い申請書（別記第1号様式）を区長に提出するものとする。

### (決定)

第6条 区長は前条の規定による申請を受けたときは、第2条に定める資格要件を速やかに調査のうえ、その適否を決定し、江東区心身障害者寝具乾燥消毒水洗い決定通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。又、利用を認めないと決定したときは寝具乾燥消毒水洗い却下通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 区長は前項の調査決定に当っては、当該対象者の居住地区を担当する民生委員の意見を聞くことができるものとする。

### (届出)

第7条 この要綱による乾燥サービスを受けることになった者（以下「利用者」という。）が第5条の申請書記載事項に異動を生じたときは直ちに区長に届け出なければならない。

### (乾燥サービスの取消)

第8条 区長は、利用者が次の各号の一に該当したときは乾燥サービスを取り消すものとする。

- (1) 第2条第1項に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 乾燥サービスを辞退したとき。
- (3) 偽り又は不正の手段により利用したとき。

2 区長は、前項に定める乾燥サービスの取消しを決定したときは、寝具乾燥消毒水洗い資格消滅通知書（別記第4号様式）により利用者に対し通知するものとする。

### (守秘義務)

第9条 委託業者は、本事業により知り得た利用者に関する情報を、関係のない第三者へ漏らしてはならない。

### (その他)

第10条 この要綱の実施に必要なその他の事項は別に定める。